

教科書採択に関わる基本方針について

平成31年度の小・中・義務教育学校育成学級使用教科書，高等学校使用教科書及び総合支援学校使用教科書の採択に関わる基本方針について，以下の基準に最も適したものを，教科書選定委員会の答申を勘案し，採択するものとする。なお，採択にあたっては，「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（平成28年4月13日付け教指学第1201号）及び関連通知に基づき，適正に行うものとする。

- 1 学習指導要領の趣旨に則し，各教科の目標の達成に適したものであること。
- 2 京都市の学校教育の基本方針，教育課程の内容，構成，授業時数，編成・実施上の配慮事項等を示した「京都市立学校教育課程編成要領」及び「京都市立学校教育課程移行措置要領」に則したものであること。
- 3 京都市が目指す子ども像である「伝統と文化を受け継ぎ，次代と自らの未来を切り拓く子ども」の育成に資するものであること。
- 4 一人一人の子どもの学力向上に向け，基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用を目指した学習活動の充実に寄与するものであること。
- 5 基本的人権の尊重の視点に立ち，人権文化の担い手を育成するとともに，子どもの道徳性を養うものであること。